

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域以外の海域において船舶に使用する

燃料油中の硫黄分の濃度の基準を〇・五パーセント以下とするものとする。 (第十一条の十関係)

第二 船舶からのふん尿等の排出基準について、バルティック海海域に係る特例を定めるものとするほか、

所要の改正を行うものとする。 (別表第二及び別表第三関係)

### 第三 附則

一 この政令は、平成三十一年六月一日から施行するものとする。ただし、第一については、平成三十一年一月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二項関係)